

## 令和3年度 第1回総合教育会議

日時：令和3年8月17日（火）

於：西宮市役所本庁舎8階

特別会議室

開会 午前10時00分

○事務局 ただいまから、令和3年度第1回目の総合教育会議を開催いたします。

開会に先立ちまして、会議の出席者に関し、委員の皆様にお伺いをいたします。

運営要綱第5条第3項「会議は副市長、政策局長、教育次長の出席を求めることができる」との規定に基づき、本会議に副市長、政策局長、教育次長の出席を、第5項第5条第4項「会議は協議を行うに当たって、必要があると認めるときは関係者または学識を有する者の出席を求めるなど、当該協議にすべき事項に関して、委員に意見を聞くことができる」との規定に基づき、関係者として危機管理監が出席することについて、構成員である委員の皆様には御異議はありませんでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、会議の傍聴に関して、委員の皆様にお伺いをいたします。

地方教育行政法第1条の4第6では、総合教育会議は公益上の必要があると認められる場合を除き、原則公開と定められております。

本日本日の議題、「警報発表時等の学校の対応について」、「通学路の安全点検について」は、非公開とする公益上の必要が認められないため、本会議を公開することに御異議はありませんでしょうか。

○全委員 （異議なし）

○事務局 ありがとうございます。それでは、傍聴人の方に御入場いただきます。

（傍聴人入場）

○事務局 それでは、総合教育会議を始めさせていただきます。

まず初めに、市長から御挨拶を申し上げます。

○石井市長　　では、皆さん、おはようございます。座って御挨拶させていただきます。

今日はこういう天気の中、また緊急事態宣言が再び発令をされると思われる中、こうして参集いただきましてありがとうございます。

コロナのことは最後にまた引用したいと思いますが、今日はコロナは広がろうとも教育は止められるものではございませんので、そういう中で学びを止めるわけにはいかない。今日は大きなテーマとしては、「子供の安全」という視点で、皆さんの御意見をお聞きをしたいという現在の教育委員会の対応、それから市の対応を確認したいという、そういうような趣旨であります。

まだ教育大綱については出来上がってから、これからしっかりと広げていくというようなところでありますので、そちらについての報告もいただこうと思っております。

それでは、限られた時間ではありますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

本日は申し上げたように、議題としては、子供の安全という大きな二つであります。その前に報告案件として、「教育大綱の広報について」、政策局より報告をお願いいたします。

○政策局　　政策局の石井と申します。それでは着座にて報告させていただきます。

私から、本年3月に改定しました「教育大綱の広報について」、説明させていただきます。

お配りしております資料「改定教育大綱の広報について」を御覧ください。

広報内容の1点目でございます。リーフレットの作成、配布についてです。

添付しておりますオレンジのリーフレットを御覧ください。

今回の教育大綱は、以前の教育大綱と比べて、文字の量が全体の約2倍近くになっておりますので、文字が多すぎる場合に、手に取って読んでもらいにくいといったこ

とを避けるために、広報課とも協議しながら、スタイルの工夫をさせていただきました。

例えば、見開いていただきまして左側のページの枠内には、リード文を載せておりますが、教育大綱の全文そのままを掲載せず、二次元バーコードを設けて、ウェブへと導くといった手法を取りました。ただ構成はこのように変えてはおりますが、決定教育大綱に含まれる内容は全てリーフレット全体を通じて盛り込んでおります。

また、見開きの右ページには、今回改定で新たに取り入れた五つの基本方針を掲載しておりますが、それぞれに見出しをつけまして、関連する市の取組を数個ずつ掲載して、イメージがつながるよう努めました。

リーフレットの最後のページを見ていただきますと、教育大綱の「7つの想い」として、「西宮市の子供たちへ」、「大人たちへ」を項目ごとに、子供と大人を並べる形で見出しをつけて編集しました。これは従前のリーフレットと同じ形態でございます。このオレンジのリーフレットにつきましては、現在、5万5,000部を2月中に納品されるよう、準備中でございます。出来上がり次第、学校を通じて保護者に配布しますとともに、各種団体と役員の方々等にも配布させていただきたいと思っております。もちろん支所や公民館などの施設にも配架する予定でございます。

最初のページに戻っていただきまして、広報内容2点目、市のホームページでの方法でございます。西宮市のホームページにおきましては、教育大綱を改定した旨、本文を4月の時点で掲載済みですが、先ほど説明しましたリーフレットが出来次第、それも掲載する予定にしております。

3点目は、市長定例記者会見での広報です。リーフレットが完成して配布するタイミングとなります10月の市長定例記者会見で、市長から説明いただこうと考えております。

4点目は、市政ニュースでの広報です。市政ニュースでの広報は、リーフレットの完成時に合わせて行う予定でございます。現時点では10月25日の掲載を予定し

ております。

5点目がさくらFMでの広報です。市長が毎月「聞いてなるほど！西宮市政」に出演されておられますので、その際に教育大綱のことを取り上げてもらえたらと思って、関係課と協議しております。放送時期は11月予定で調整に入っております。

6点目は、地域団体の会合等での説明でございます。今回、生涯学習的な要素が教育大綱に入りましたので、広く団体等にも、市長または職員から説明させていただく機会を得たいと考えております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、団体の会合自体が開かれていないことなども予想されますので、直接の説明は困難な状況ではありますが、10月以降の開催予定を個々に確認しながら進めたいと思っております。開催が困難な場合には職員によるリーフレットの郵送・持参とか、来年以降の説明も検討したいと思っております。

7点目に、児童・生徒向けの広報です。これにつきましては、教育委員会さんで進められていたとは思いますが、政策局として2点ほど提案させていただいております。

その一つがポスターの作成でございます。先ほどのオレンジ色のリーフレットのその次に、ポスターの原案をつけさせていただいております。これをB3サイズで作成しまして、今のところ400枚ぐらいの作成を予定しておりますが、B3サイズで作成したものを各学校に配布して、掲示していただければと想定しております。

もう一つは、つけてはおりませんが、タブレット端末を使った広報も提案させていただいております。このポスターの8つの絵が書いてあるんですけども、8つの絵を使いまして、全生徒・児童に配布されているタブレット端末を使った周知を、学校教育課さんと協議させていただいております。タブレットの画面にポスターデザイン、この8枚の絵が順に表示されるようなイメージでできないかなという感じで調整をしておるところでございます。

以上が、改定教育大綱の広報について、報告でございます。どうかよろしくお願

します。

○石井市長　教育大綱については、皆さんと議論させていただいて、前のものからバージョンアップしたということでもありますけれども、これを主体、ここだけでなく、市全体に広げていくのはこれから広報、それから委員様方の施策、私が主体的にやりたいと思っております。そういう中で政策局の取組として、今こうしたことを説明させていただきました。これについて、各委員の皆様から御意見、感想などをいただければと思います。

山本さんから、お願いします。

○山本教育委員　広報活動もたくさん充実した形でされることを考えられていますし、リーフレット自体も分かりやすいなという気はします。

1点だけ、リーフレットは五つの基本方針のところがあります。この中で、関連する取組・施設を書かれているのですが、これは私の感想なんですけども、自尊心と自立心を育むまちというところのトライやる・ウィーク、これは関連からいうと、下の生きる力のほうの小学校の体験活動が入っているところのほうが並びとしては合うのではないかと思いました。

それから、必要とする教育が受けられるまちというところで、ここを見ますと、特別支援教育の関連のことがたくさんあると思うんですが、ここに就学前教育のことがもう少し入ってくるといいのではないかと、そういうふうな感じがしました。

以上です。

○石井市長　ありがとうございます。

長岡委員、お願いします。

○長岡教育委員　広報について広く周知できるような工夫をしていただいて、とてもいいと思います。これがどれほどどの段階で広まっていくのかということになるべく早い段階で何度かに分けて確認ができると、より一層いいのではないかなというふうに思います。よろしくお願いします。

○石井市長　　ありがとうございます。

側垣さん。

○側垣教育委員　　ありがとうございます。一つ、これ検討のときに広報のことでどなたかがおっしゃっていたんですけれども、例えば解説したり説明する関係団体もそうなんだけど、一般の市民の中に広く、例えば阪急北口のような駅に広報するとか、そういう意見も出ていたように思うので、またそういうことも検討していただけたらというのと、もう一つ、配布先として、各種団体の役員、6番に地域団体の会合で説明と書いてありますが、就学前の養育保育の保育園、幼稚園の団体にも、できたら園長会等に出向いて直接御説明いただいたほうがみんなに浸透するのではないかというふうに考えています。よろしく願いいたします。

○石井市長　　藤原委員、お願いします。

○藤原教育委員　　御準備ありがとうございます。今、側垣委員がおっしゃったガーデンズで広報する話があったんですけれども、私もそう思います。それに関連するものでもありませんが、ポスターに関して、教育委員会から学校を通じて、これは当然行うべきだと思いますが、政策局としてもポスターという手法は非常に有効だと思いますので、できれば作成いただいて、市の関連施設等でそれを周知することをしてくださればと思います。そうしたときに、このポスターは未来の主役であるみんなにということで、子供がメインとはなっていますが、西宮市教育大綱は大人も関連しているというところですので、大人が、自分ごとだと思えるような意味があって作成していただくといいと思います。

もう1点、リーフレットにも記載されているQRコード、ポスターにも記載すれば、より関心を持つ人が増えるのかなというふうに考えました。

以上です。

○石井市長　　ありがとうございます。

最後、教育長、いかがですか。

○重松教育長　　ありがとうございます。これで、学校だけじゃなくて地域、それから家庭と連携するように、学校運営協議会などの中でしっかり話し合う機会を持っていただいて活用してほしいです。また、青愛協などいろんな場面で、活用してほしいと思っています。今後は、さまざまな場を活用して教育大綱の啓発を進めていきたいと思っています。

○石井市長　　以上、これは報告ですので、そうしたことを踏まえて、私も主体的にどんどんいろいろなところでやっていかせてもらって、またよろしくお願いします。

それでは、報告は以上といたしまして、次、本日の議題の1番目、「警報発表時等の学校の対応について」でございます。教育委員会から説明いただくんですが、今回議題に取り上げた趣旨ですね、昨今、気象災害が激甚化しております。その激甚化の具合は危機管理監に後ほどお話いただきますが、昨年にはこうした中で県教委も学校防災マニュアル改定されるなどの動きが出ております。

一方で、本年、今回のこの8月の長雨でなく、7月に2回警報が出ました。そして特に7月9日は朝9時7分に出て、かくして14時2分に解除されて、学校で対応をしていただいたわけですが、北から南、海から山まである本市において、一律に市や教育委員会が決められるものではございませんので、そういう中で個々の学校で御判断いただく、これは当然尊重することではありますが、一方で隣接校で対応が分かるとか、あとは雨が、結果として一番強いときに帰したとか、帰したんじゃないかと思われるとか、私からすると全体見たときに、市全体が理路整然といいますか、という検証が必要じゃないかなと思うようなところが正直ございました。そういう中で、今の対応、それから今回協議としてどう認識をし、今まで、そしてこれからどう考えていただけるのかというのが一つの趣旨であり、そしてそれに関して委員の皆さん方、皆さんから御意見をいただいて、何か改善できるところがあるのであれば、どういうところを改善の余地があるかについて、皆さんと一緒に考えていただくのが趣旨になります。

それではまず、教育委員会から資料を用意していただいていますので、御説明をお願いしたいと思います。

○事務局　　警報発表時の学校の対応につきましては、めくっていただいて、資料1枚目のカラー刷りのほうに取扱いを定め、学校へ通知しております。警報の注意や警報が発表された時間帯によって、あらかじめ決定している対応とするのか、学校長が児童・生徒の安全を考慮し、判断するのかを記載しております。

まず、教育委員会が臨時休業と判断する基準ですが、翌日、西宮市に警報の発表が明らかに予想される場合です。大型台風等の接近により、公共交通機関の経過運休が発表されているなど、西宮市に警報の発表が明らかに予想される場合は、前日に臨時休業を決定いたします。この項目につきましては、令和2年度より追加しております。

もう一つが、午前7時現在、西宮市に発表されていた暴風警報・大雨警報が午前9時までに解除されなかった場合です。この場合も臨時休業となります。

次に、学校長が判断する基準ですが、午前7時現在、西宮市に洪水警報・高潮警報・その他の警報のいずれかが発表されている場合です。暴風警報・大雨警報は午前7時現在で発表され、午前9時までに解除されなかった場合、臨時休業となりますが、洪水警報・高潮警報・その他の警報については、学校長の判断となります。

2つ目が西宮市に発表されていた暴風警報・大雨警報が午前9時までに解除された場合です。

3つ目が午前7以降ないし登校後、西宮市にいずれかの警報が発表された場合です。

以上、3点については、学校長が児童・生徒の安全を考慮し、判断を行っております。

なお、判断するに当たりましては、学校が指定避難所に指定された安全な場所であることを勘案し、地理的条件が類似する近隣の小中学校と十分に連絡を取った上で、児童・生徒の兄弟、姉妹関係にも留意し、判断しております。

参考といたしまして、下の半分のところですが、直近令和3年7月9日、9時7分



に発表されました大雨警報時の学校の対応ですが、発表された時刻が登校後でありましたので、学校長が下校時間の繰上げ等を判断しております。下校時間を繰り上げた学校は、小学校17校、中学校11校の計28校です。残りの32校は通常どおりの下校となっております。下校時間を繰り上げた学校の内訳ですが、いずれも15時までに下校をさせており、早かった学校では午前11時までに下校という中学校が3校ございました。この3校につきましては、給食を中止しております。

資料2枚目に、実際学校へ通知している文書を添付しております。

御説明は以上でございます。

○事務局　　続きまして、今の説明に関連しまして、令和3年7月9日警報発表時の対応に関しまして、学校によって下校時間が異なる状況がありましたことについて、追加の説明をさせていただきます。

資料のほう、登校後に警報が発令された場合の学校の対応についてを御覧ください。

まず、学校長が登校している児童・生徒を下校させるのか、待機をさせるのか、判断の根拠としているものについては、主にこのようなものがあります。

気象情報、雨雲レーダー、複数のサイトを確認しております。それから、校区内の危険箇所の有無、河川の氾濫状況、土砂崩れ等。それから、バスとかJRを使って登校している生徒・児童もおりますので、交通情報。それから、近隣校園がどのような対応をするのか。それから、給食の喫食が可能かどうかということも一つ判断の基準になってまいります。

このようなことを総合して、市長からもありましたように、西宮はやはり北部から南部、川に近いところ、いろいろ地理的な条件がございますので、そのあたりを総合的に判断して決断、決定をしているという状況がございます。

2番目、家庭への連絡については、ほぼメール一斉送信という形になっております。中学校の場合、ホームページ掲載のみの場合もあると書いておりますけれども、確認しましたところ、もう今メールの一斉送信で対応できているということでございます。

3 番目、下校を早める場合の下校方法でございます。小学校ではおおむね次の下校方法を状況から判断して、メールで連絡しております。まずは一斉下校、緊急度が小さい、低い場合、一斉に下校させて、教師が校区内のポイントを巡視するということ。

それから、2 つ目、緊急度が中程度だというときには、集団下校という形で、ある地域ごとにまとまって、教師が引率をして下校するという形。

それから、緊急度が非常に大きい、高いという場合には、保護者への引渡しという形を取っております。

ただ、①②の場合であっても、家庭に児童が帰ることはできないというときに、学校にとどめ置いた後に保護者へ引き渡すケースがございます。A、B のようなケースがございます。

中学校の場合は、基本的に一斉下校をしております。

その引渡しに関連して、4 点目、引渡し訓練というのを小学校では行っております。これは警報対応というよりも、地震・津波等の大規模な災害を想定して、実施をしている。保護者へ渡す訓練でございます。引渡し訓練の前に、学校は家庭にこのような四角囲みのような内容の提出を依頼しております。これに基づいて連絡、それから迎えに来る人が誰かというのを学校は把握しているということです。

最後、5 点目です。西宮市立学校園防災計画・防災マニュアルの改訂についてでございます。

次のページですね、警報発令時の対応（例）というのを載せておりますので御覧ください。

今年、令和 3 年の 6 月に、文部科学省が学校の危機管理マニュアル等の評価、見直しガイドラインというものを改訂いたしました。そのガイドラインに、各学校園の防災マニュアルの中に、地震・津波などの大規模災害の対応だけでなく、警報発令時の対応マニュアルも含めるように示されております。このことを受けて、教育委員会では現在、この警報発令時の対応（例）を作成し、各校園にひな形として示す予定にして

おります。各学校園では、先ほど確認いただいた教育次長の通知、警報発令時の措置についてをもとに、学校園ごとに保護者あてに警報時の対応を作成・配布、また学校のホームページ等に載せております。もともと各校園が作られているのですけれども、今回委員会で作成しました防災マニュアルのこのひな形に各校園が作成している警報時の対応を落とし込んでいただいて、各校園のマニュアルを作成をいただきます。その際、この資料の2にあります臨時休業等の判断基準の在校園中にある連絡・協議を行う近隣校を明記いただくことや、気象状況を確認し、下校中の安全確保が十分できることを確認すること。警報発令時でも安全が確認できるまでは学校に待機させることなどを再確認いただきます。

なお、1の防災気象情報等の収集について、ここに幾つかの手段を示しております。各校園長が根拠とする気象情報が異なることにより、近隣校でも判断が異なるということが考えられます。市の職員が使っているパソコンではナイスネットのトップ画面から気象情報システムを見ることができます。これは実は学校のほうでは見ることができなかつたのですけれども、デジタル推進課と連携して、学校でも見るできるよう調整をいただいております。

西宮を中心とした、気象予報士による1時間ごとの天気、雨量などの情報、雨雲レーダー、6時間先までの西宮市内、10カ所の雨量予測、河川のライブ映像などが確認ができます。情報収集手段のトップに市の気象情報システムを掲載し、このサイトと他の情報を組み合わせて判断するように校園長に伝えるようにいたします。

説明は以上でございます。

○石井市長　　ありがとうございます。

さて、3枚目のほうの確認ですけれども、今は現実としては各校のマニュアルはあるけれども、ここに書いてある近隣校がどこかとか、そういうようなところなどは、もしくはその他連絡手段などをまだ書かれていないところに関しては改めてしっかりと見直して明記してねという、そういうことを今お願いしたという、そういうことで

すね。

○事務局　　そうですね。

○石井市長　　分かりました。

さて、それでここ数年の近畿の話ですけれども、先ほど会が始まる前に話をいたしましたですけれども、警報、まず危機管理監にお聞きいたします。今日はよろこそ、ありがとうございます。

まず、この警報で休校というか、基本的なスタンダードがあるんですけれども、これについては一概に適切かどうかというのを聞くのは、そういうというよりは最近の雨の降り方とか、後はこの全体の本来のスタートを見て、危機管理官として何か、サジェスチョンを、広い聞き方ですけれども、お話しいただければと思います。

○清水危機管理監　　コンプレッションになるのですけれども、最近の天候というのは、皆さんも御存知のように、やっぱり温暖化の影響を受けてます。全体的に気温が上昇して、海面温度が高くなっているということで、やはりその上昇気流というのが発生しやすくて、当然その上昇気流内に生まれる水蒸気の中に含まれる水分量なんかもやはり温度が高くなると、水蒸気量が高くなりますから、たくさん水蒸気を生む形になりますので、積乱雲というのが発生しやすくて、そのことによって統括的に大雨という状況になります。今まででしたら、やはり台風であるとか、それか梅雨、秋雨前線等が大体主だったのですけれども、やはりこの夏なんかには象徴されますように、太平洋高気圧の勢力が非常に弱くなっていることによって、普通であったらもう北に上がりっ放しの梅雨、梅雨前線が南下してきて、この間の金曜日から日曜日にかけて前線が停滞して、雨が降りました。また、前線一旦南下しているんですけど、今実は前線また北上してきていますので、また本日から19日ぐらいにかけて前線が停滞する可能性も出てきています。このようなことでも今まではとまっていませんでした。またその1週間ほど前に台風9号というのがあったのですけれども、台風9号なんかにつきましても、台風の進路なんかにつきましても、実は当然気象庁だけじゃなくて、

米軍の予測システムであるとか、ヨーロッパの予測システムであるとか、かなり幾つかの予測システムでいろんな進行経路というのが出てくるのですけれども、それがどれが一番よく当たるかというのは、少し前までは米軍の予測が一番よく当たると言われてたんですけれども、この間台風9号で、途中で温帯低気圧に変わってしまったようなやつなんかにつきましては、ほとんど全部外れていました。そういうことがやはり今までは海面温度の分布っていうのが変わってきていることによって、結局どこどここの地球上のそれぞれの温度であるとか、気圧とかをどこまで正確に把握できるかということなのなんですけども、いろんなスーパーコンピューターを駆使したところで、なかなか最近の気候状況というのは予測しづらくなってきているということなのです。そういうことはどういうことに影響出てきているかといいますと、やはりその昔は特別警報ってなかったんですけれども、特別警報を作ったっていうこととの少しは因果関係があるんですけど、やはり急激に気候が変動するということを前提にして、やはり逃げ遅れたりすると大変なことになるので、早めにやはり警報を出さざるを得なくなって、警報の発出時期というのが昔に比べると特別警報が創設されたこととの因果関係もあるんですが、早くなってる傾向はあるかと思います。

また、昔であれば、やはりその浸水被害が発生するような、時間25から30以上ぐらいの雨が降る時間帯があって、それで累積雨量も多くなるというのが大体普通だったので、まず浸水の大雨警報がまず出て、次にその累積雨量が増えてきて土砂災害の大雨警報が出るっていう形なのなんですけども、この間の警報でも見ていただいたら分かりますように、浸水の大雨警報は出ていません。土砂災害の大雨警報しか出てない。ということは時間25から30を超えるような時間帯はないのだけど、累積雨量だけが200、300を超えている。このような雨の降り方というのも過去にはなかったような状況です。そうすると、当然その土砂災害の大雨警報が出ている中で、ほんなら斜面地じゃない平たん地において、例えば極端な話、この間西宮は大雨警報出てましたけれど、尼崎は大雨警報出ていません。当然丘陵がないからですね。そうすると、

西宮市内なんかでも、一律大雨警報だからって言って危険なのかって言われると、平坦地で浸水被害の可能性もない中でいうと、それが非常に難しいなど。今までのように、必ずその浸水被害も浸水を前提として大雨警報があって、土砂災害も大雨警報も出るわけじゃなくて、この間のように土砂災害だけの大雨警報が出ているときに、これが本当に西宮全域で大変な状況なのかというところら辺の判断が難しい部分が出てきているのかなという感じがしました。概略ですけど、お伝えしました。

○石井市長　ありがとうございます。続いて、次に校長先生を経験した人に振るんですけど、その前に神戸は今は、結局この前台風9号であれば予想も外れたりしたんですけども、学校の先生が複数見るように、これ見るようになっていうんですけど、結局全部見る訳にはいかないんですけど、どういう危機管理監としては、より複数のたくさん見てよってということなんですよね。現場に対する。

○清水危機管理監　いえ、たまたま、台風の話をしましたけども、実際には気象情報というのは例えばNHK防災アプリを御覧になっている場合には、これの気象情報の元ネタというのはウエザーニューズって会社の民間気象予報会社の情報なんです。それでヤフー天気とか見たら、あれはウエザーマップっていう民間の予報会社の予測情報なんです。一応その天気予報の予測っていうのは、大きく言うたら四つしかなくて、気象庁、気象協会とウエザーニューズ、ウエザーマップ、これは国の組織で気象庁がするのです。気象協会、これは財団法人で、民間会社でウエザーニューズとウエザーマップがあるのですけども、これについては気象庁が考えるその的中率の考え方でいけば、これは全部4社とも大体的中率80%あります。そんなに大差はないのです。それをそれぞれの報道関係であるとか、ホームページであるとかで、どの情報を使われるかというのはまちまちなのですけど、一番我々自身がどれ見てもそんなに変わらないんならというところで、一番その統一的に情報を入手できるっていうのはやっぱり気象庁がやっぱり一番入手しやすいかなということで、それぞれの情報の整合性とかを確認する上では気象庁が一番幅広く日本国内に限って、世界的なことを

言えばウエザーニューズとかのほうが世界的にはあれはもともと海難事故とかを防ぐために、やっぱり海上のその情報を幅広く集めようという世界的な規模の民間会社ですから、そういうことであればそっちのほうが強いか分かりませんが、日本国内の情報であれば気象庁の情報だけで十分じゃないかなというふうには思います。ですから、普通に今の雨の雨雲の状況であれば、いわゆるナウキャストっていうのをですね、もうパソコンでもスマホでもナウキャストって出てきたやつを見てもらったら、今の雨雲の状況分かりますし、今後十数時間ぐらいの雨雲の動きを見たいなと思ったら、雨雲動きっていうのを、これもパソコンでもスマホでも雨雲動きってやったらそれが出て来ますので、それを見てもらうのと、あと西宮市内のことであれば、それはもう現状しか分かりませんが、西宮市雨量情報システム、これもパソコンでもスマホでも家でも見てもらえる。まずそれを基本にさせていただいて、先ほど台風量の速度言いましたが、我々は仕事が、我々は1週間ぐらい前から気象状況どうなるかというのをチェックせなあかんし、どちらかといったらもうその雨が降り出す前まで勝負なんで、いろんな情報を見ますけども、もう言うたら今の現状であるとか、ええとこ数字が先までの話が大事なのであれば、もう気象庁の情報だけで僕は十分じゃないかなというふうに思います。もしその1週間先のことっていう話になると、もうひとつ世界的な気象情報の入手も必要になるのかというと、そういうことはあまりこの当該事例については関係ないのかなという気がします。

○石井市長　　ありがとうございます。

続いては、山本さん、結局要するに学校の先生、そういう意味では校長先生に今スキームとして北から南まではあるので、教育委員会ないし市全体で決められる市域でもないっていうような前提ではあるんですけども、一方で私、校長先生やったことないんですけど、校長先生の恐らくお立場を推察すると、今の清水さんが言ったようなことを全部言われても結局困っちゃう話なんで、そういう意味では今与えられた材料、それから結局判断が当たったら、校長さんの判断が当たったって、何か称賛されて、

ちょっとあれだったでしょなんていろいろ言われて、本当にお気の毒な立場だなど、校長さんは思うんですけども、今この現状以降で、7月9日に分かれてしまったというのを全体的にどう評価するかということと、それから校長御経験されていた中からして、本当は教育委員会ないし市からもっとこういうような指針なりが本当は欲しいんだよとか、そんなところってございますか。

○山本教育委員　まさに学校現場でこのときにどう判断するかっていうことは一番ポイントになってきます。9時以降に発令された場合がまさにポイントなわけで、今日は9時以降に出るか、出そうだなというときに、どう判断するか、ずっと考えてきました。経験の話をさせていただきます。私が現場の校長に出たとき、1年目か2年目に自分の学校の災害対応の基本的な考え方を整理し直しました。それはどういうふうにしたかという、これまでは多分たくさん学校の学校がそうだったと思うのですが、警報が出たらすぐに帰すということを原則にしていたと思います。そうしたこともあったのですが、やはりそれは違うだろうと。つまり警報が出たということは危ないということですから、危ないときに子供を帰すという発想は違うだろうということで、基本的には警報が出たら状況を見ながらですが、とりあえずは帰さないというふうにしました。自分が校長をした学校ではそういう考え方で、職員と共通理解をしました。それは、10年も前ではないですけども、七、八年前にそういう考えに変えました。そのことは、市の基本的な考え方に基づいて学校ベースで整理しますので、学校によって対応は変わりますが、近隣の学校等とは連絡はします。どうするのかの連絡はしますが、最終は自分の学校で決めていました。

ですから、例えば今日この時間に警報が発令された場合は、基本的には帰さない。こんな時間ですから、給食をできるだけ早めます。そして、ずっと状況を見ながら、こういう場合集団下校をします。一斉下校というのは、大抵学年ごとの下校です。集団下校というのは全部の子供を帰すということになります。集団下校をする時間はデータなどをずっと見ながら、探っています。集団下校をする場合には地域ごとに集ま



ります。大体十数名から二十名ぐらいのグループで、先生が1人ついて帰って行く。先生の責任で確実に帰っているかどうかの確認をします。おうちの人がいるつもりでも、いなかった場合は、先生がしばらく児童待っていますので、そこへ戻って来て、また学校へ連れて帰るということをします。帰っても誰もいない子は、図書室に集めます。そして個別に連絡を取りながら、保護者が迎えに来るまで待つという形にします。育成センターとの関係が非常に難しいです。育成センターが開いてればそこに預けるのですけれども、開いてない場合はその子も全部預かります。その子たちは一人一人ずっと連絡を取りますので、最終帰る子が5時とか6時とかになります。基本的には、とにかく帰さないことを原則にして、帰る時間を見ていくという形に変えました。

そのこととの関係でいきますと、先ほどの説明で、この警報発令時の対応の例というのが、各学校はこれを踏まえてつくるのですけれども、在校園のところの真ん中の書き方を見ると、次の場合は警報発令時でも学校に待機させるとあります。つまり下校を前提にしているように読めます。下校前提なのだけでも、待機させてもいいですよ。ここの考え方を変えたんです。私のいた学校は。基本待機だと。基本待機だけでも、下校する時間は見ましようというように。その辺をどう考えるかということがポイントなのだろうと思います。

以上です。

○石井市長　　はい。これは基本下校という読み方でいいんですか。

○事務局　　そうですね。今、山本委員からもその下校のタイミングを探るといってお話がありましたけれども、ここに書かれているような状況を把握しながら下校のタイミングを探るといところで、それが状況が明確になるまでは学校待機であるということなのですから、文面としては伝わりにくいということでしょうか。

○石井市長　　このまとめを、校長先生経験をされ、この文章を一緒に作られたであろう佐々木さん。これは原則ですか。

○佐々木教育次長　　そうですね。これ一つ案として、まだお示ししている段階で、学校にどう示すかということに関しては、今いただいた御意見も勘案しながら決めていかなきゃいけないなと思いますけれども、ただ基本的に私、校長経験のときに職員に言ったのは、「学校が避難所であるということは、学校は安全な場所であるということが大前提だ」というお話は職員にもしましたし、今、山本委員は小学校経験で、私、中学校経験なので、若干子供の発達段階に違いがあるので、対応にも違いはもちろん出てくるんですけども、基本的には今、山本委員がおっしゃられたように、学校はまず安全な場所である。必要なところまで学校にとどめ置くってところを基本にしていかなければいけないというふうに思いますので、今いただいた文面につきましては、再度検討して、学校にその意図がきちり伝わるようにしていきたいというふうに思います。

○石井市長　　ありがとうございます。

じゃあ順次、7月の議案の現状の仕切りについての御所見を、長岡さんから。

○長岡教育委員　　現場の状況がよく私分からないのであれなのですけども、学校の中でどれぐらいリスクマネジメントができていけるのかなって。例えばリスク担当の先生とかがいらっしゃるのでしょうか。校長先生以外にはいらっしゃるのでしょうか。

○事務局　　リスクマネジメントというところまでには至らないかも分かりませんが、もちろん管理職、校長、教頭、それから生徒指導の担当者というようところが児童・生徒の安全を確保するというところで要になる存在ではございます。

それと、それに加えて、それぞれ学年の主任の教員、そういったところも発達段階に合わせて判断していくというところがございますので、そういった複数の管理者がいながら、最終的には校長が判断していくというような流れになっています。

○長岡教育委員　　分かりました。どう判断するかって、一つのことだけでは決められないと思うので、いろんなパターンを想定するとすると、フローチャートのようなものがあるといいのではないかなというふうに思いました。今もこの下校させるって

ということが前提でなっていますけれども、その状況って刻々と変わっていくので、時間経過ごとにどう判断するのか、こうなったらどう、こうなったらこうというような、もう少し具体があると先生方も判断しやすいでしょうし、そういったフローチャートが構築できるともう少し具体性があるのかなというふうに思います。

例えば、1 ページ目の一斉下校、緊急度「小」「中」「大」ってありますけれども、これはどういうのを「小」といって、どういうのを「中」というのも、現場の先生方の中ではざっくりイメージとしてはあると思うんですけども、そういったあたりをもう少し具体的なものがあると対応はしやすいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

○石井市長      ありがとうございます。この機会に、各校にこれを示す段階で、また各校のそれぞれの学校園の防災計画、防災マニュアルがあると思いますので、それをまたチェックいただきながら、今、一目瞭然のものがそれぞれでできるようになったらそれはベターだと思います。よろしくお願いします。

側垣さん。

○側垣教育委員      私も今、長岡委員がおっしゃったような、判断が明確にできるような基準をそういうものとして作っていただくほうが現場としてはありがたい。

それと、各校の判断はやはりその地域の状況、危険度など、どうなのかとか。例えば田んぼの用水路がたくさんあるような地区では、普通の雨でも結構増水する可能性があるんで、そういうその危険性を学校関係者は地域の方と協力して、常にそういう備えをしていただいて判断するというのも大切なんじゃないかなと思います。

それともう一つ、山本委員からもおっしゃっていましたが、育成センターとの連携ですね、こども支援局との共通理解というか、私の法人も育成センター1カ所運営をしているんですけども、学校がある場合にはもう放課後お預かりするという形になって、そういう場合もやはり親が迎えに来るまではお預かりするというふうになる

かと思うんです。長期休暇の場合も朝から7時までお預かりしているわけで、できるだけ早く保護者に迎えに来ていただくというような連絡をするわけですが、今最終7時ですので、そこまで留め置くと。そういうような形で、やっぱり学校との連携について重点的に検討していただけたらなというふうに思います。

○石井市長　　今はじゃあ育成のほうと学校とはもちろんコミュニケーションはそれなりにあるかもしれないけれども、まだもうちょっとすり合わせるころは。

○側垣教育委員　　そうですね。協力体制をどうするかということについては、ふだんからそういう、特にこういう警報が出やすい時期については、連携取れるような形でお願いしたいなというふうに思います。

○石井市長　　政策局長、こども支援局長に早急に話が必要。実は頭をかすめたんですけど、まあまああれですけど、ただ育成との連携というのは大切な話です。

藤原さん。

○藤原教育委員　　3点ございます。

まず、これを拝見して、現場の校長先生も相当困難な判断でお願いすることになるのだろうなというふうに思われます。万が一その判断が誤っていた場合、人間だからそういうこともあるのですが、その校長先生個人の判断ミスに帰着してしまうっていうのも、それもまた酷な話になりますので、できるだけ形式的に判断できるようなものは作っておくべきなのかなというの思います。そうしたときに、山本委員からも御指摘があったとおり、9時以降に警報が出た場合って、原則はどっちなのだというのを明示しておくべきだと思います。それはどういうことかといいますと、校長先生が判断に迷ったときに、判断に迷ったら原則にする。原則に対して例外がある。例外をあえて選択する場合っていうのは、選択しようという理由が見つかったときだと思いますので、原則がどちらかというのは明示すべきなのかなとは思っています。そうしたときに、学校は安全な場所、避難所だっていう考えでいきますと、やはりまずは学校に対して学校に待機するのが原則だということを明示するべきであると考えます。例

えば警報発令時の対応例でいきますと、通学路の排水溝等から水があふれていない、校区内に河川の氾濫、警戒情報が出ていない場合は下校するというふうになれば、その判断が形式的になって現場の先生が迷う度合いが少ないのかなという感じです。

もう1点には、仮に校長先生がいらっしゃらなかった場合、いろんな事情があって、事故があったかもしれないし、休みだったかもしれないし、連絡が取れないかもしれない、校長先生がいらっしゃらなかった場合に、次、教頭先生がいるのですが、次どなたが判断するのか。その教頭先生もいらっしゃらなかった場合は次どなたが判断されるのかという、判断する主体の順位づけっていうのはしておいたほうがいいのかなというふうに感じられました。

3点目が、長岡委員のほうから御指摘のあった下校を早める場合の下校方法、「小」「中」「大」、これも恐らく現場の先生方の感覚的な判断になるんですが、ここも、形式的に判断できるものを示すことができたらと思います。

以上です。

○石井市長 ありがとうございます。

北田副市長。

○北田副市長 じゃあ私のほうから、まず感想ですけど、すごく複雑になっているなという感想ですね。昔に比べると。多分要因は、今情報がすごく多岐にわたっている。先ほど危機管理監のほうからも紹介ありましたが、いろんな情報があふれているので、どの情報を拾ったらいいかというのは、情報の複雑化、状況の複雑さを招いているんだと。

もう一つは、別の要因として、先ほど山本委員のほうからも御紹介ありましたが、共働きの家庭が多分恐らく過去よりも増えていることもあって、簡単に家庭に帰せない状況も多分この複雑さを招いてる一つの要因なのだろうなというふうに、まず感想として思いました。

その中で、大事なことは、最優先はやっぱり子供の安全を守ることなので、

判断が遅れるということが一番困るので、やっぱり皆さん委員大方おっしゃっておられるように、遅れないようなその事前の対応としてはしっかりマニュアルを作っておく。これが一番大事なことだろうなと思います。ただ一方では、そのマニュアルがそのブラインド化されて分からないっていうことでいくと、市民の方とか保護者の方の理解がなかなか得にくっていうこともあると思いますので、どこまで出せるかという、いろいろ問題もあるかもしれませんが、できるだけこういう判断に基づいて行動するんですよということが基本はできるだけ原則のところは必ず公開しておいて、透明性を保っておく。そうすることによって、保護者の方もうちの学校はの場合こうなるんだというのが分かっていたら、一定の納得性が出てくるかなと思いますんで、ぜひその公開性、透明性というところも考えていただいて、対応していただければ結構かと思っています。

以上です。

○石井市長 田村さん、何か。

○田村副市長 私も感想レベルですけども、校長先生っていうんでしょうか、とても大変やなというのはよく分かります。こんな判断、その都度していかないといかんというのはやっぱり委員会としてどこかバックアップというか、支援するシステムがいるんだろうなと思っていて、先ほど長岡委員も言われたように、フローチャート作ってあげるとか、そういったところ原則をはっきりさせるとか、そういったところの支援をして、初めて校長先生もちゃんと対応も安心してできるんじゃないかなと。そういう体制を作ってあげてほしいなと思います。

あとですね、育成の話は確かに育成で7時までされているっていうのは、いいのかなどうかは確かに検討させてほしいと思いました。

以上です。

○石井市長 育成のほう等はまだですね。

それと藤井さん、あれですね、お初。学校のね、避難所が置かれたときには、災害

避難所として中心でやっていただくわけですが、学校は避難所だ、学校は安全な場所だというような中になってくると、また学校施設に対しての期待というのもまた大きくなるなど思ったりもしますが、この議論を通じて、何か御所見等あれば、お願いします。

○藤井教育次長　まず、避難する場所を確認する中で、もともと避難場所になっておるところが浸水想定になっているとか、そういうことも検証するようになりましたから、随時状況によって避難場所の見直しなんかを行っているところです。

それと、話はこの資料に戻るのですが、いろんな情報収集の手段があって、気象庁がもともになるようなお話が危機管理監のほうからあったのですが、今回の7月9日の雨の状況なんかを見ますとね、市のホームページの中に気象情報システムがあって、その雨量の予測を見ると、今回この7月9日の雨の量、ぴったり合ってたというところがあって、防災の体制組む上でも雨量の情報なんかを見ながら判断しているところがありますから、このマニュアルにプラスして、気象情報システム入れたらどうですかという話もさせていただいた中で、見直しをされたと思うんですが、恐らく気象庁は広い全国的なもので、市のシステムのところは西宮にピンポイントで予想がされてるところですから、そういったものも見ながら、やはり適時適切な判断をしていくべきなのかなと思いますので、情報はいろいろありますけども、そこもポイントにしながら見ていったほうがいいのかというふうに思います。

○石井市長　先程おっしゃった、その学校施設の中で浸水リスクがあるところがどこでどうでというようなところは当然学校等では把握はしていると思いますが、またそうしたところを再チェックもお願いして、学校の中ですぐ帰すということでない判断になったときに、先生がそういうリスクの高いところに子供をいさせるというようなことがないような、そうした体制のほうもまたよろしくお願いします。

そうした中で、天気の急変という、こういう地球温暖化の状況と、あと共働きが増えているという状況と、いろいろな変化の中で、学校ないし教育委員会に対する期待

が増えるんですが、一方で教育長に全体の話として御助言をしたいかと思うんですが、一方で学校現場の先生方に対する負荷がさらに増えてしまってもちょっとって、なかなか今の時代しんどいなと思ったりもするんですけども、一方で校長先生に一つの判断を委ねるといこともなかなか厳しさもあるもんですから、やっぱりそこは教育委員会のほうで、この変化の中、いろいろもう一度原則をクリアにするとか、そういうような御意見もありましたので、期待したいなと思うところではありますけど、全体を通して、教育長の御所見をお聞きできればと思います。

○重松教育長　　言われたように、地域の状況は違うんで、まず地域の状況がどうなのかということに学校が合わせていかないといけない。西宮の場合は、比較的平坦な南部と、北部地区に山のところがありますけども、尼崎みたいにもう全く警報が出ないという、災害がないということがあるので、やっぱり地域の状況を知っておかなきゃいけないのかなというのが一つあります。

2つ目は、やはり先ほど言われたように、フローチャートみたいな形のものを作っておく必要があるのかなということ。そしてそれを表にある程度オープンに出しておいて、それぞれ小学校、中学校の一番初めの保護者会なんかのときに、学校としてはこういった全体のことを多分説明してると思っていますので、その時に出しておくということは非常に大事です。そして、こういう場合はこうなりますよということを理解してもらおうということは非常に大事ですね。これからもきちんとやっておく必要があります。

ただ、この7月9日はやばやと警報が出たことについては、この前に熱海の件があったからだと思います。ところが熱海は警報を出してなかった。あれがああいうことになってしまったので、多分これからは早めにという形になると思います。今回の雨の場合も、長野県も土砂崩れが起こってああいう状態になっています。やはり全く状況が読めないのも、またそういうことが起こりそうな場所があるところはやっぱり十分気をつけないといけないと思います。ですから、学校においても、それぞれの地域



で、山地区だとか、すぐ近くにそういう土石流が起こりそうなところがあるのであれば、やはり日頃から、そして警報が出たときには十分気をつけねばいけません。そこで、先ほどからの帰すほうがいいのか、それとも学校に子供を預かったほうがいいのかという問題も起こってきますので、ある程度その方針を先ほど山本委員が言われているように、決めておいて、その中でどうするかというプランをたてることになってくるのかなと思います。

ですから、今回も、この会に参加しながら、先ほど言ったような委員さんの意見を受けて、地域の状況の確認、フローチャートの検討などをしていきたいというふうに思っているところです。

私からは以上です。

○佐々木教育次長　　すみません、補足、よろしいですかね。

○石井市長　　どうぞ。

○佐々木教育次長　　実は、それぞれの学校のホームページを一度御覧いただきたいと思うのですが、気象警報発令時の対応というのは、どの学校もホームページに上げているのです。保護者に対しても学期の初め、あるいは年度の初めに配っておりますので、おおよそそのあたりで学校はこういうときには下校か、内容もこの場合は下校させるか、学校にとどめようかを判断しますというような文言で、先ほど文言については御意見頂戴しましたけれども、ここに書かれているような具体例が並べられているような形になっておりますので、そのお示ししているものについて、さらに透明性が高まったりとか、具体的な形式的な、きちっと判断が可能になるような文言に改めていくという作業を今後していかなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

○石井市長　　よろしく申し上げます。

私も今、気象庁神戸の代表なんかと話しするときは、西宮は広いので、南と北で警報分けてくれと言うのですが、どうしても自治体区切りになるものですから、そ

れは今の段階で叶わぬ。しかし、神戸とかだったらね、行政区ごとに分けてくれるので、須磨区と長田区は山があるから出て、ほかの山は大丈夫だから出ないみたいな、そういう分け方されちゃうのですね。

一方で、今回、土砂災害の大雨だったときに、もちろんその用水路がある、何がある、大きな雨が降るっていったら、それはどこもそれなりのリスクはあるのだろうけど、一方で、土砂は全くないのに、なぜか限定区学区のような、そこまでやる必要があるのかなと思ったりもするんですけど、一方で、教育委員会として、全域スタンダードは一律っていうほうがいいんですかね。

○重松教育長 警報が出た場合は、一律じゃないとなかなか難しいとは思います。

○佐々木教育次長 どこで分けるかっていう問題が出て来ますね。

○石井市長 いいよいいよ、それはもうJRの線でズバッと分けて、高潮だけ出ていたらもう南だけ一気にっていう。

○佐々木教育次長 東と西でも大分違うと思うのですね。私が勤務していた中学校なんかは武庫川に近いものですから、水防の指令が結構早くに出るのですよ。そうなってくると、今度西のほうに行くと、逆にそれが出にくくなったり、というのがあるので、非常に分けにくいですね。というのは正直あると思います。

それと、教育課程の実施ということに関しても、どの学校も均一にある程度教育課程を実施していこうと思うと、あそこはやるけどこっちはやらないというようなことはできるだけ避けたいなというような思いはありますね。

阪神淡路大震災のときがそうだったんですよ。北地区のほうは非常に被害が少なく、南地区はもう甚大な被害があったというようなときにも、ある一定のところまでは北地区も学校再開が可能なのだけれども、待った部分があつたように私も記憶しています。だからその辺のところも考慮に入れなきゃいけないのかなというふうに思いますね。

○石井市長 なるほど。

○藤井教育次長　　よろしいですか。

学校だけではないんですけれども、今回の大雨の件で、避難所、自主避難所を全市で13カ所と、あと土砂災害用の避難所13カ所、計26カ所を開けました、今回土砂災害の警報でしたので、土砂災害地域での避難はあったんですけども、南部地域では唯一鳴尾小学校で避難者がありました。実際に洪水の警報は出てなかったもので、災害っていう観点では被害は少なかったのかなと思うんですけれども、市民の安全・安心、特に安心の面からいくと、やはり全市で上げて、ここに避難所があるよっていう観点では開けるっていうのは有効なのだと思います。ただ、そこに人を配置しないとイケないですから、今回二泊三日での体制になりましたけど、そこに従事する職員のことを考えると、やはり災害に応じた体制っていうのは考えていかないといけないのかなというふうには感じてございます。

○石井市長　　分かりました。いずれにしましても、今回の7月のを機に、また教育委員会のほうで再度の判断のよすがとなるようなものをもう一步踏み込んでいただいて、そして大事なのはしっかりと周知いただいているということですけど、保護者を初め、地域の方々にこの学校ではこういう形になっているということをしかりと共有いただいて、子供の安全をよりしっかりと守っていくような体制を作っていただくようお願いしたいと思います。

この件で、特になければ。どうぞ。

○清水危機管理監　　1点だけ。在校園中の対応の判断基準の中で、風のことが入っていないのですごく気になりまして、暴風というのはかなり局部的に看板が飛ぶような風が発生する可能性もありますので、風のことも判断基準に加えておく必要性はないかなというところだけ気になりましたので、申し上げておきます。

○石井市長　　もう子供はより軽いですからね。

○清水危機管理監　　そうですね。

○石井市長　　そこを、そういうことが表現として盛り込めるかどうかまでは御検討。

○重松教育長 逆に竜巻が出たときに怖い。どこで発生するのか分からない。ただ竜巻が来たときに子供を帰したら、大変なことになる。

○清水危機管理監 雨以上に風のほうはその場所場所、局地的な情報とか、正確には把握できないですから、非常に難儀なところはあります。

○重松教育長 今回の結構風強かったでしょ。

○清水危機管理監 そうですね。

○重松教育長 私もびっくりしましたが、小さい花壇が飛びましたしね。そういう意味で言ったら、風を予測するのは難しいですね。

○清水危機管理監 その暴風警報が出ているっていう状況であれば、少なくとも風のことも判断理由にしていけたらいいのかなと。

あと、それと雨についてはもうやはり正直場所場所の話で、もうやっぱりナウキャストが一番正確だと思います。少なくとも今と1時間先までの状況ですけども、そこは必ずやっぱり意識していただいたほうが測地的に一応出ていますので、そこはいいんじゃないかと思います。

○石井市長 じゃあ教育委員会さんよろしく願いいたします。

それでは、2番目に移ります。「通学路の安全点について」でございますが、これは6月28日、千葉県八街市で痛ましい事故がありまして、全国的なニュースがありました。これまでこうした提案があったわけでありまして、本市として、改めて通学路の安全が保たれているかということについて、そしてどういうことを市としてやってまいっているかということについて、確認の意味を込めて取り上げさせていただきました。

それでは、教育委員会のほうから説明をお願いします。

○事務局 通学路の安全点検について、御説明いたします。めくっていただきまして、1ページを御覧ください。

こちらのほうに、西宮市通学路交通安全プログラムについての（1）目的を御覧く

ださい。

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年7月から8月にかけて、各小学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施いたしました。また、これを受けまして、関係機関の連携体制を構築しまして、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年3月に、「西宮市通学路交通安全プログラム」を策定しております。

これにつきましては、2ページを次御覧ください。

(3)の取組方針として、安全点検や取組方針等を記載しておりますので、また御一読いただければと思います。

次に、4ページを御覧ください。

これまで行ってきました平成24年度から令和2年度まで行った通学路合同点検の取組をまとめております。平成26年度から7年間で延べ58校を実施してございまして、対策件数は546件となっておりまして、そのうち366件の対策を行っております。

次のページ、5ページを御覧ください。

こちらのほうにつきましては、西宮市交通安全プログラムによりまして、定期的に合同点検を行うことから、今現在、令和5年までの合同点検の実施校が決まっております。実際に合同点検を実施している学校を、6ページ、7ページに記載しております。そちらにつきましては、各学校より指定箇所を提出いただきまして、その提出のものを、皆様に歩きながら道路関係者や警察、また教育委員会とともに地域の方々とその状況を確認いたしまして、できることを記載しております。

この右のほうの評価欄につきましては、学校の方々と地域の方から評価いただいた結果となっております。

6ページ目が鳴尾東、7ページ目のほうについては樋ノ口小学校というような形で記載させていただいております。

これまでの取組みは以上となりますが、今回千葉県の上野市での交通事故を受けまして、国・県より通学路における合同点検の実施について、という通知が参っております。

これにつきましては、別紙の参考資料というふうな形で配布させていただきますので、また御覧いただければと思います。

戻りまして、3ページを御覧ください。

これまでの取組以上に、今年度に行っている内容となっております。次の令和3年度合同点検等の実施内容についてを御覧ください。

(1) 未実施対策調査を御覧ください。

これにつきましては、令和元年度に合同点検を実施した17校で、対策案のうち、未実施であるものに対しまして、再度対策を行うよう、関係機関に依頼いたします。

(2) スクールガード・リーダー依頼となります。(1)と対象校は同じですが、17校、各学校においてスクールガード・リーダーが把握している危険箇所をリストアップし、対策を検討いたします。

スクールガード・リーダーにつきましては、下のほうの米印で、どういうものかというのを記載しております。

(3) 緊急合同点検を御覧ください。

令和4年、5年度に、合同点検実施を予定している17校に対しまして、緊急合同点検を関係機関と実施いたします。

最後に、(4) 令和3年度の合同点検となります。

令和3年度の合同点検につきましては、4月、5月に実施する予定としておりましたが、1校を除きまして、緊急事態宣言が発令されたことから、7校は延期となっておりますので、今回、10月から11月にかけて実施する予定としております。

説明は以上でございます。

○石井市長      ありがとうございます。これは例の事故があった後、教育委員会と土

木局に指示をして、この6ページ、7ページなどが一例として示されたことを、こうしたことをしっかりやっていただいているなど、私として認識したところでありますが、道路部長、土木局長、現在に至る北田さん、事務局の説明に加えて、この経年の計画からコメントよろしくをお願いします。

○北田副市長　　今、合同点検の話の説明していただいたんですけども、振り返ってみますと、大きな子供さんが巻き込まれる事故があるたびに、幾つかのフェーズを経て今に至っているのが現状です。

まず一つは、これも皆さん御記憶にあると思いますが、京都亀岡の事故ですね。未成年が居眠りをして、通学の集団で歩いているところに通学路まで突っ込んで、たくさん死傷者が出た。そういう事故がありましたよね。これを契機に、一気に全国的に通学路にあのグリーンベルトを引こうということで、西宮市は以前から検討していたんですけども、これを契機にしまして引けるところはほとんど引くという形で、ざっと3カ年ほどかけてグリーンベルト線引き終わりました。これは一旦今終わっています。ただ地域の方との合意を一応前提としていますので、やり残したところが若干あると聞いてますので、それは今でも継続的に局でさせていただいている状況です。

もう一つは、これもごく最近の事故ですけど、大津の保育所の子供たちが巻き込まれた交差点の事故がありました。これはどういう事故かというと、保育園から幹線道路を経て、外出しようとしていた矢先に、交差点のたまりのところで右折をしようとした車と直進しようとした車がぶつかって、反動で直進車両が歩道に突っ込んできて子供たちが巻き込まれた事故。これも二、三人の方が亡くなられて、大きな事故になりました。本来、しっかりした幹線道路で、ガードレールもあり、歩道もありっていう交差点でしたので、事故の危険性は非常に低かったんじゃないかというふうに、もともと思われていたんですけど、ただ右折車側がぼんやりしてて直進車両に接触してしまって、物の弾みで交差点の中で突っ込んでいって、歩道を乗り込んでしまったと

ということで、これを契機にして西宮市でなりましたけれども、交差点でのちょうどこの円を描いたところ、巻き込み部っていいですか、そういうところにガードレールであったり、ポストコーンであったり、いわゆる障害、交差点の中の歩道に突っ込まないような障害物、これを設置するっていうことを幹線道路を中心にやってきましたので、かなりそこも安全対策はしっかりやってきたという経過があります。

今回の八街の事故は、またこれも違う要素があって、もうポイントはトラックの運転手が飲酒運転だったということ。それから八街市の報告によると、直線道路で見通しがよかったので、別の見通しが悪いところを優先的にやるべしで、一応要望は上がっていたけれども優先順位が低かったから対策ができてなかった。こういう状況だというふうに聞きました。西宮市に置き換えてみますと、先ほど申し上げたみたいに、その事故の都度都度やるべきことはやってきているつもりなのですが、まだまだ歩道もない通学路、それからガードレールが設置されていない場所、たくさん残っています。そういう意味で、まだまだハード側の整備としてやるべきことはたくさん残っているのだらうなと思いますので、ぜひこの合同点検で何回も何回もやっていただいているので、かなりやるべきところはどんどん絞られてきてはいるんですけども、ぜひ合同点検の中でまだやり残しがある、まだできるっていうのがあれば、これを積極的に取り組んでいくべきものだらうと思っています。

それともう一つ、今この個別のこの場所場所で何をすべきかっていうのを合同点検で見出してこうとしているんですけども、もうちょっと広い視野でいくと、やっぱり交通安全を全体的にどういうふうに推進していくかっていうのがありますので、これは先ほど申し上げた、特に飲酒運転の根絶とかということになるとソフトの話になりますので、いろんな、例えば啓発活動とか、それから警察と連携した様々な取組み、こういうことをやることによって全体的な交通安全を守っている。これが児童の方を守っていく大きな推進力になるのかなと思いますので、ハードとソフトと両面でやることはやっぱり大事なのかなと私は思っています。



以上です。

○石井市長 ありがとうございます。

じゃあ、教育委員の皆さんに、順番は逆にして、P T A委員でもあられて、P T A会長でもおられた藤原委員から、この取組、それから御自分のときの御経験や御所見などあれば、お願いします。

○藤原教育委員 はい。私がかたしかP T A会長をしたときに、うちの地区の中でグリーンベルトが未整備のところがありまして、そこに早く整備してくれということ地域団体からP T Aに連絡があり、P T Aが要請するっていうふうになりました。そして、どこどこに不備がありますって要請を出すときに、うちの地区では各地域団体から出てきたものに合わせて、子供たちからも聴取しました。実は子供たちが、校区内に関しては子供たちが一番隅々まで分かっているということがありましたので、子供たちからどこが危ないのかっていうことを聞くということをしました。ですので、そうした地域の声をいかにうまく聞き取れるか。地域の特性をどうとらえるかが重要であるとおもいました。

以上です。

○石井市長 現状としては、それなりにやっとなんかというふうな感じでしょうか。

○藤原教育委員 そうですね。

○石井市長 ありがとうございます。

じゃあ、順次、側垣さん。

○側垣教育委員 私は二つほど、私も実は青愛協で合同点検に参加しました。地域の方といっしょにいろんな危険だなと思われるところを報告して、またみんなで勉強したいということで、結構思い出しましたがけれども。それも含めて、やはり青愛協で意見が出ていたのは、横断歩道、道路を横断するときって、歩道の場所が適切でないところにあるんで、それを変えてもらいたいって言っても、なかなかどこが担当なのか、警察に言ってもなかなかやってもらえないということがあって、地域の意見が通

らないという話も聞きましたので、やはりそれを具体的に提案したらすぐに取り組んでいただけるような体制を作っていただければと思います。努力はされていると思うのですが、どこに持って行けばいいのかと。県の担当なのか、市の担当なのか、警察の担当なのかという、縦割り行政の中でなかなか進まないということも聞きましたので、そういう点を改善していただければなど。

もう1点は、いわゆる交通事故だけではなく、ネットで警察からの防犯情報で見られるのですが、そうすると本当に毎日不審者の情報であったり、いろんな情報がもう本当に毎日数件上がってくるんですね。やはりそういう安全についての意識ですね、そういう点についても意識をしながら、それこそ子供たちの登下校の安全確保だと思います。そういう対策を同時に考えなければいけないなと思っています。

以上です。

○石井市長 窓口という意味では、何か教育委員会でいいのですかね。

○事務局 はい。大体教育委員会のほうで通学路の担当をしていますので、警察に連絡するべきものは警察に連絡しますし、交通安全対策であれば、その担当課に連絡するというような形を取らせていただいております。

○石井市長 そういうところがまた各校に分かるように。

長岡さん。

○長岡教育委員 グリーンベルトの整備とかガードレールの設置については引き続き対応していただきたいと思うのと、それからドライバーの交通安全というのも大前提だと思うんですが、もう一つ、ここに小学校の一覧、こういうところが点検されて評価されているっていうの、この色つきのをいただいているんですけども、子供たち自身も、藤原委員が子供たちが一番よく分かってるっていうことを言っていただきましたが、認識していないと。それをきちっと分かっていない子供たちも多分いると思うので、例えば危険だよっていうようなことを子供たち自身に知らせて、自分自身も身を守るという、そういったことが授業の中でもしていただいているとは思いますが

すけれども、より一層自分が家を出てから学校に着くまで、どういったところに危険があるのかということ、子供たち自身も十分理解しておくということも、全てが一緒に進んでいかないといけない状況だというふうに思います。

○石井市長　　ありがとうございます。

山本さん。

○山本教育委員　　今の話を受ける形になるのですが、危ないところのマップを子供が作るような授業をする。小学校には安全教育があるわけですから、そうすることで自分のこととして捉えることができます。ぜひともそういう教育は社会科等で取り上げてほしいということをお願いしていました。

二つ目に、合同点検の話ですが、これも私が校長のときに実際に経験しました。はっきり申しますと、小さなものですとか、費用のかからないものというのは非常に迅速に対応してくださいました。プレートとか、そういうものです。ところがさっきあった歩道とか、信号機等になってくると難しい。これは市単位ではできないでしょうから、その辺の難しさも当然あるのですけども、速やかな連携等ということで、お金の関係は当然あるでしょうから、できるだけスムーズな形でお願いしたいと思います。

グリーンベルトのこともさっき出ました。私たちが合同点検のときにこれをつけてほしいとお願いしました。そう簡単ではないだろうと思っていたんですが、先ほどの話で、一斉にそれがなされ、大変ありがたかったです。

別件なのですが、登校時の安全で、ボランティアの方の果たしている役割は本当に大きいことを改めて感じます。今、当たり前のようにしていただいています。例えば私よく使う道で、甲陽園のところの交差点があります。何本もの道の交差点になっていて、朝大変です。狭いですしね。そこにボランティアの方が出て、本当に丁寧なことをしていただいています。それは当たり前じゃないですね。当たり前のように考えやすいですが、当たり前ではないということを改めて考える必要があると思います。

最後です。登下校のことでいきますと、今から3年前ですか、大阪北部地震でプロ

ック塀が壊れるということがありました。そのときに文科省から点検等の指示が出ていると思うのですが、その辺のことの安全等ですね、本市は今どうなっているのか気になるようになりました。

以上です。

○石井市長　　ブロック塀のところは、だから基本的には直後にやったんだけど、あと少し残っている。

○事務局　　残っていますね。人の往来が多いところ、危険性の高いところについては北部地震後速やかに対応していますが、隣地境界の協議など、検討が必要なところは一部残っております。

○石井市長　　取り組んでいただいて、やろうとしてはいるということですね。

○事務局　　計画的に実施しております。

○石井市長　　それでまあ多岐にわたる御意見をいただいて、とにかくこういうのは到達ゴールがなく、幾らでもやることはあるので、しっかりとやっていただきたい。

田村さん、まとめ的に。

○田村副市長　　4ページの表を見ましても、いろいろ対策はしてきているんですけど、対策不可能なのがまだ結構あったりですね、お話出たように、経費が多額になるものとか、物理的に難しいものとか、そういうもので点検はしていただくけど、対策できていないというようなもの、実際は残ってきている。ただこういう合同点検すれば、確かにより安全性が高まっていくのですけれども、どうしても100%にはならない状況ですので、そういう意味ではソフト面、そういったものに取り組みまして、子供に点検して見てもらうとかそういうのも大事だなとは思いますが。

市側とすれば、できるだけ経費の話もあるのですけれども、対応はしていきたいと思えますけれども、そこら辺は引取りさせていただければと思えます。

○石井市長　　教育長、子供を巻き込んで、子供の授業にするなんかもすごくいいなと思えますので、またこちらのほうもこうした子供の安全という意味ではしっかり入

れていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○重松教育長　　子供たちが自分たちの命は自分たちで守るのだということもしっかりやっけていかなきゃいけないと思います。また、先ほど言った危ないところを子供たちがマップ作りをするなんていうことも大切なので、逆に地域のことを子供たちが地域でよく知ってる人に聞いたりして、ここは危ないんだということをしっかり認識できてれば、気を付けていけると思っていますので、そのように進めていければと思います。

○石井市長　　じゃあこの議題、特にこれ以上なければここまでとしたいと思います。大変重要な話なので、引き続き教育委員会、よろしく申し上げます。

以上で、本日の議題を終わるんですけども、この機会にですね、コロナの関係で、この第5波の広がりが心配されるところであります。8月末から2学期が始まるわけですけれども、様々な自治体の声を聞くところでもあります。緊急事態宣言になって、一方で学びは止めるわけにはいかないというようなところでありますが、私から言うところの二つですね、この場で確認をしておきたいなと思っておりますけれども。

修学旅行ですね、修学旅行のほうがこれも大切な学びの機会であります。なかなか広がっているときは厳しいところがあるけれども、何とか実現したいなと思っております。実現していけないかと思うところがありますけれども、教育委員会の認識と対応をまたお聞かせいただきたいなと思っております。

それから、ワクチン接種を希望される生徒等いると思っておりますけれども、その子供たちが受けるに当たって、そうした出席の扱いがどうなるかということについても、この機会に確認をしておきたいと思っておりますが、お願いします。

○事務局　　失礼いたします。修学旅行につきましては、現時点では昨年同様実施する方向で、各学校に工夫を求めるような状況でございます。緊急事態宣言が今後発令されるというようなところでございますけれども、恐らくまだ詳しく情報入ってきませんが、夏休みに実施する予定の学校もございまして、そのあたりの学校がここから変更をしてくるというような状況になるのかなというふうに考えております。あく

までも学校行事は実施していくという方向で進めて、各校進めております。

それから、児童生徒のワクチン接種につきましては、基本的にワクチン接種で学校へ登校できない場合につきましては、出席を出停扱いということで対応しております。その後の副反応の場合も同様の出席の取扱いということで進めてまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○石井市長　このあたりは校長会等にはお知らせいただいていることと思っておりますけど、町で私自身も聞かれたりするようなこともありますので、そういうような周知ですね、大丈夫だよというようなことで、あともちろんその修学旅行は日程の変更等々はやむなしとはあるかもしれませんが、何らかの形にさせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

これについて何か御意見とか。いいですか。

それでは、今日いろいろ議論させていただきました。

まず一つ、確認をさせていただくと、教育大綱のほうはより様々な機会を通じて、私も主体的になって周知に努めてまいりたいと思います。

それから、警報発表時の学校の対応については、より学校現場に対する判断のよすがとなるようなものがより示していけるように、教育委員会のほうでもう一步踏み込んだ形で、各校に、そして保護者に示していただくような、そんなようなものを形にしていっていただければと思います。

それから、通学路の安全点検については、これはまだまだやれるということも当然今日までやってきていただいたこと、これはそれなりの評価ができることもあります。が、まだまだやれることどんどんあろうと思います。子供も含めて巻き込んで、地域の方々とより安全な通学路、地域を作っていくようにやっていきたいと思っています。

最後に、コロナに対しては、こういう中ではありますが、学びを止めずに、そしてワクチン接種も出席停止で扱うというようなことで、しっかり対応していただくとい

うことでよろしくお願いいたします。

以上でございますが、以上で本日の議事は終わりますが、最後に教育長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○重松教育長　子供たちの安心・安全についてというお話ができました。一番大事なのは、子供たちがこのいろんな状況をこのことから学べればいいかなと思っています。最近はいろんな調査で言われますが、日本の子供たちがSDGsのことはほとんど知らない。だから今回の気候のことだって、SDGsの13番目に気候のことが載っています。そこでこういう状況が何で起こっているのか、どういう問題点があるか。自分たちができることはどんなことなのだろうと考える機会ができればよいと思います。しかし、気候についてはなかなか難しいのできない面もありますが、気候についての課題だとか問題点だとかをしっかりと学んでいったらいいのかなというように思っています。ですから、天候が急に変化して、休校になったからよかったよかったじゃなくて、なぜ急に天候が変化したのかということからいろんなことを学んでいったらいいのかなと思っています。あわせて、このコロナについてもいろんなことが今起こっていますので、コロナについて自分たちがどういうふうになれば予防ができるんだとか、どういうことを気をつけてやっていけばいいんだとかいうことをしっかり分かれば、その対応ができますので、そういうことを学び考えていかなきゃいけないのだなということ改めて考えさせてもらいました。

○石井市長　ありがとうございました。

それでは、これを持ちまして、本日の総合教育会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

**閉会　午前11時40分**